

総務常任委員会会議録

令和5年2月16日

宮古市議会

令和5年3月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(2月16日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	4
付託事件審査(3)	4
付託事件審査(4)	12
付託事件審査(5)	12
付託事件審査(6)	13
付託事件審査(7)	13
付託事件審査(8)	13
閉 会	17

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時
場 所

令和5年2月16日（木曜日） 午前10時
議事堂 議場

事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第28号 宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第47号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第30号 宮古市再生可能エネルギー推進条例
- (4) 議案第43号 あらたに生じた土地の確認について
- (5) 議案第44号 字の区域の変更について
- (6) 議案第45号 あらたに生じた土地の確認について
- (7) 議案第46号 字の区域の変更について
- (8) 議案第48号 宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	鳥 居 晋 副委員長
島 山 智 章 委 員	古 館 博 委 員
中 嶋 勝 司 委 員	田 中 尚 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	

欠席委員（0名）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

（1）（2）

総 務 部 長	若 江 清 隆 君	総 務 課 長	盛 合 正 寛 君
職 員 係 長	石 田 信 幸 君		

（3）

エネルギー・ 環 境 部 長	滝 澤 肇 君	エ ネ ル ギ ー 推 進 課 長	三 上 巧 君
エ ネ ル ギ ー 推 進 係 長	小 向 博 子 君		

（4）（5）（6）（7）（8）

企 画 部 長	多 田 康 君	企 画 課 長	箱 石 剛 君
企画調整係長	中 村 尚 道 君		

議会事務局出席者

局 長	佐々木 雅 明	次 長	前 川 克 寿
議会庶務事務員	中 村 奈津希		

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） はい、おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査8件、説明事項1件となっております。よろしくお願いします。

それでは委員会に付託された事件の審査を行います。なお、議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略いたします。

付託事件審査（1） 宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは議案第28号、宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方、挙手願います。

竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第28号の、改正後の別表第3、行政職の等級別基準職務表の関係で、まず最初にお伺いをいたします。改正後には今の部長又は監の職務から、これらに準ずる職務として規則で定める職務を7級に位置づけると、こういう内容であります。具体的にこれは文言だけで、具体的に規則で、こういう職だ、そういう準ずる規則で定める予定がありますか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、今回の所要の整備でございますけれども、実態に即していないという面を捉えまして、今回提案したものでございます。具体的には本年度において公共交通担当部長という職があります。また、地域保健医療推進監という職が設置されておりました。その部分について今回この条例における等級別基準職務表、こちらが即していないということで、実態に即した形での所要の整備を行わせていただきたいと思います。うもので、提案するものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 今の盛合課長の、そうすると公共交通担当部長、それから現在の何だ、健康課のあそこを、規則で定めるということになるという理解でよろしいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 今後もそのほか状況が出てくるかもしれないということを想定しておりました。その部分において、規則のほうで改定していくという事務処理になってくると考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そのことについては了解をいたします。次に別表第4、医療職給料表の関係です。新たに5級に副看護師長を加える、こういう内容になっているわけです。現実に関、市において副看護師長いらっしゃいますか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） こちらも先ほどと同様な形です。実態に即した形という形になりますので、現在も副看護師長ということで勤務していただいている方がいらっしゃいます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると今までの副看護師長の格付は4級。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 5級職となっております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 実態は変わりはないということで理解をしていいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 変わりはありません。

○21番（竹花邦彦君） 了解いたしました。終わります。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。ないようであれば、これで質疑を終わります。

議案第28号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第28号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第28号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（2） 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第47号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、を議題といたします。

質疑のある方、挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑がないようですので、終わります。これより議案第47号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第47号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第47号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（3） 宮古市再生可能エネルギー推進条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第30号、宮古市再生可能エネルギー推進条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 条例の概要については、さきの常任委員会で説明を受けております。ただ具体的な条例内容については、本会議で提案をされましたので、先般の概要の中では、詳しくわからなかった部分もあったわけでありますので、幾つか確認も含めて少しお聞きをしたいというふうに思います。まず私がお聞きをし

たいのは、地域指導型再生可能エネルギー事業の認定に関わる部分であります。ここでは概要説明の際には…

○委員長（松本尚美君） 竹花委員あの、ポイント、ページ数等あれば。

○21番（竹花邦彦君） じゃあ、具体的に言うと、35の5第24条、よろしいですか。概要説明の際も地域主導型再生エネルギー事業者については、支援を行うというふうに規定をしますよというふうに説明を受けております。ここが多分、この24条に該当する部分だというふうに思うんですが、ここで必要な支援というふうに書いてあるんですが、この支援については具体的に、当然、条例に明記されていないわけなので、どういう支援を想定をしているのかっていうところがなかなか読み取れないわけですので、現在想定をしているような、こういう支援が考えられるという点があればですね、少しご説明をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○環境課長（久保田英明君） 認定事業に対する支援になりますが、当然事業の内容によって支援内容は異なってくるというふうに考えております。現在想定している支援としまして、情報提供であるとか、あるいはその事業に対する補助、あるいは資本参加までもできるのではないかとというふうに考えております。あとはその、認定されることによる、その行政からの信用力の担保ということ自体も、支援になるのではないかとというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そうするとですね、具体的な今、三上課長のほうから何点か上がりましたけれども、その判断っていうのは、具体的にどういう場面で行われて、こういった支援をするよというふうな部分はですね、決定というか、その事業者間でのですね、支援内容を決めるっていうのは、どういう形になるというふうに理解をすればよろしいんでしょう。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい、この認定事業、申請される段階で計画が出されます。で、さらにこちらとのやりとりでその事業内容については把握していきます。さらに事業者のほうから、こういった支援がもらえないかという相談を受けながら、認定するまでの間こういった支援ができるかというのをお互いに協議をしながら、そこはその事業ごとに支援内容を判断していきたいなというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） いずれにしてもだとして、かなり申請をする段階で事業者間で、不公平感みたいなものがね、生じないようにすることが一つの大きなポイントになるだろうというふうに思います。また、場合によっては当然、補助金等々のお金が絡んでくる問題もあるし、その金額はどうするんだと、こういう問題も出てくるんだろうというふうに思うんですね。仮にそういった支援内容が決まった場合に、当然必要な予算というのは、当然補正予算あるいは予算の中で出てくるんだろうというふうに思いますが、そういうふうな理解でよろしいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） そのように考えております。必要な時期に計上するというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 次に、審議会の第27条、審議会については、委員5人をもって組織をするというふうに条例で規定をいたしております。そこで審議会の構成については、27条の中で学識経験、関係団体の職員、

公募によるもの、その他市長が必要と認める者、とこうなっているわけですが、まず最初にこの関係団体の役職員というのは、どういう団体を言うのか。まずそのところをご説明いただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい。現在想定している団体ということになりますが、関係団体としましては、例えば東北電力ネットワーク株式会社であるとか、あとは環境審議会であるとか、そういった団体を現在は想定しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 理解をいたしました。そこで、学識経験者、あるいは関係団体の役職員、ここはですね、要するに具体的に1名とか2名とかってここには書いていないので、5人という枠しか入っていないわけなので、当然、必ずその公募があるかどうかは別にして、ここのバランスをどうするのかっていうのが具体的にですね、審議会を構成をする場合に、そこらへんがどうなるのかなという思いがあるわけですが、現段階ではこの学識経験者あるいは関係団体の役職員、何名ぐらいにするというような、つまり、公募の部分も最初から担保するのかなのかということも含めてね、ここらへんの構成についてどうお考えなんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい、現在考えてる想定になりますが、学識経験者を2名、関係団体の役職員を2名、公募による者を1名というふうに現時点では想定しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると5名ですので、公募枠、あるいはその他市長が必要と認める者というところが、1名になるということですね。そうすると、そこがこういった場合に、当然、ここは選考によって1名に絞ると、こういうことになるというふうに理解をさせていただいていいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 現時点ではそのように考えております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 私の場合にはですね、ページ数でいきますと30の3、条項でいきますと第18条、地域主導型再生エネルギー事業の認定という条項がございますが、現時点でいわゆるこの地域主導型エネルギー事業者っていう表現をしておりますけれども、これの例えば具体的な申請見込み、あるいは予想等についてはですね、現時点ではどのような見通しなのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい、現時点で具体的に、この事業者という企業を想定はしておりません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 条例は整備しているということの狙いは、やはり市長も経営大綱でおっしゃっておりますけれども、地域分散型も含めてですね、この再生可能エネルギーでの地域内の経済循環をつくり出す。その担い手はですね、今のところは、どっちかというと比較的大手事業が担っておりますけれども、こっから本当の意味で地元の商工業者も含めてですね、この地域主導型の再生エネルギー事業者という条例上の用語でですね、しっかり市としてもかわりを持って、なおかつ必要な支援をしていくいう、言わばこの条例のある意味その大事な部分かなと私は理解をしております。ただ現時点で今のところはその見込みが立っていないということは、なかなか悩ましい問題でもあるのかなと思いますし、加えて滝澤部長のほうからは総務常任委員会で

ですね、現時点での見通しですよ、この新規に我々が期待するといいますか、予想しております地域主導型の言わば民間事業体の発足は、非常に厳しいのではないかという意味の説明を受けた記憶があるんですが、私の記憶が間違いであれば訂正していただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 滝澤エネルギー環境部長。

○エネルギー・環境部長（滝澤肇君） もし厳しいというふうに受け止められておりましたら、ここで訂正をさせていただきたいと思います。例えば脱炭素先行地域の事業の中でも、想定している組織体は幾つかございます。そういったものを設立に向けて例えば動いておりますので、私としては厳しいというふうに申したつもりはございませんでした。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） そうであるとするならば大変結構なことでありますし、しかし1面で事業の具体化の状況を見ますと、例えば、夜間連携太陽光発電というなかなか、読んだだけではわかりにくいような用語も出てきておりますけれども、この事業の担い手はどこなのかということになりますとね、本来はその部分から、地域主導型のこの事業会社に関与させるような、やっぱり行政の援助といいますか、誘導といいますかですね、あるいは民間の市内の事業体の喚起というものがですね、この局面で私は必要ではなかったのかなと思うんですが、それをやってもですね、市内の事業所の方々は関心を示さなかった、そういう状況なんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 現在その具体的に取組もうとしております夜間連携太陽光発電、これがまず直近の事業かなというふうにも考えております。こちらは委員ご指摘のとおり、我々としては地域主導の事業としてやっていきたいと考えております。これまで建設業者の方等との勉強会等も開いておりますが、今後もその具体的にこの事業体に参加していただけるように働きかけをしながら、これから取組む、この再エネ事業は地域主導型の事業に認定されるように、認定されるような事業になるように取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 同じく認定を受けました久慈市におきましてはですね、私の印象ですよ、やはりあそこの地元企業、名前挙げて構わないと思うんですが、宮城建設さんがですね、非常に大きな役割、地域貢献も含めてですね、なおかつ未来を見据えた、久慈市が目指すようななんていいですか、再生可能エネルギーをいけば利用してですね、地域内経済循環をつくろうと、つくろうというだけでなく、その真ん中にですね、やっぱり宮城建設さんがいるというのは非常にですね、ある意味事業の具体化でわかりやすい構図だったという、私は理解をしていました。

反面、宮古市はそういう事業体や市内の事業所がですね、なかなか出てこないのか、もう今の段階でもうとても手が回らなくて、必要性は分かるけれども、なかなか出来ないよという状況なのかですね。仮にそうだとすると、久慈市内のある意味、特定の企業の名前を言いましたが、やっぱりこれはですね、どうしてもその営利を伴う事業でありますから、民間の事業体に関心を示さなければですね、幾らこういう条例つくってもなかなか事業として立ち上がってこないと思うんですね。だとすると、文字どおり市の直営でいくという判断も、やっぱり私は必要になってくるのではないのかなというふうに思ってます。この間、宮古市は1億5,000万、出資をしましてですね、いろいろやってきておりますけども、それ以上展開しますと一般質問の内容に入ってきますので、この辺で留めますけども、率直に言いまして、市内のいわゆる地域主導型再生エネルギー事業体

を構築する上で、現時点で見通しも立っていないということだとするとですね、私は言葉はきついですが、由々しき事態だなど、絵に描いた餅になりかねないと思うんですよね。そこは私は違うんじゃないのかなと思いますし、現時点でなかなかそこに手を挙げようとしらない原因がもし仮にあるとすればですね、やっぱりしっかりそこに行政も向き合った形で、その不安を取り除くってということがですね、私は大事なのかな。

ただ、今考えますと久慈のエネルギー会社の社長さん、前の県土整備部長の方だったと聞いておりますけども、非常に率直な方で、今まではよかったと、これからは厳しいという経営の見通しも述べられました。そういう中での条例制定なものですから、なおかつ大事な部分の条項についてね、これが本当の意味で条例に基づいて動き出すようなことになるようにですね、私は大いに期待をして質問しておりますので、現時点で私が求める答弁が期待できそうがないので、今日の段階では、今日の時点ではですよ、見通しが無いっておっしゃってるわけですから、顔を見合せていますが違いますか。課長がそういう答弁したけども、滝澤部長がこういう見通しを持っていると言うのであればぜひお願いします。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 先ほど、現時点で決定した事業体がないというのはそのとおり、今しゃべりました。ただ、地域主導型の事業となるよう、夜間連携太陽光とか働きかけを行っております、こちらも。まだ正式に参加を決定してはおりませんが、働きかけを行っている途中であります。我々の説明の仕方がまだ足りない部分もあるのかもしれませんが、いずれその今回やる夜間連携太陽光発電事業は、地域主体の事業となるような事業として取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） すいません。先ほど一つ、質問するのを忘れておりましたので改めて質問いたします。第7条、第8条とに關してであります。第7条で土地所有者の責務、それから第8条では再エネ事業者の責務が定められております。もちろんここでは、災害、あるいは、そういった防止のための適正管理をするというふうに定められているわけですが、仮にここに抵触、そういった適正な管理がされていない、そのことによって災害等が発生をした場合、もちろんこれは理念条例ですから、そこに罰則規定を設けることがどうなのかという、当然一方ではそういう議論があるわけで、私はそこは理解をいたします。そういう意味では、16条の勧告のところは手続に関する部分でありますから、これはそういう程度でいいんだろうなというふうに思います。そこで、仮に土地所有者あるいは再エネ事業者が、ここで規定をする責務に抵触をして、いわば災害につながっていったような場合については、市とすればその場合はね、言わば国の法律等に基づいて、仮に市が訴えるとか、そういう罰則に関してはね、そういうことを想定をしているのだという理解なんだろうというふうに思いますが、ちょっとそこら辺を確認させていただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 委員のおっしゃるとおりでございます。この条例に対して罰則等は定めておりません。先ほどの災害等起きた場合は、国の法律であるとか、県の基準のほうに基づいて処理されるものというふうに考えてます。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○11番（鳥居晋君） 27条について、ちょっとお伺いします。先ほど竹花委員が質問して、大体、内容はその構成の内容はわかったんですが、この人数5人っていうのは、十分なのかなって、この審議するに。ちょっと疑問があるんですけども、どうですか。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） こちらの審議会、位置づけとして有識者会議、専門委員というふうに考えております。どちらかというと市民から広く意見をもらう審議会というよりは、有識者から専門的な意見を伺う審議会と考えておりまして、今回は5人としております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） ページ数でいきますと、30の2ページ、第9条、導入促進区域の設定、これはゾーニングなんで、私が確認したい部分は第10条、それから第11条、第12条、この各条項にまたがる部分での確認ですが、ここで想定しておりますのはですね、あくまでもそれを業とするものというふうに私は読んでいるんですが、私のそういう理解で間違いないのかどうなのか。単純に読みますとですね、再生可能エネルギー設備の設置の届出となっておりますけれども、ここを単純に読んじやうと、例えば太陽光発電も再生可能エネルギーの設備に私は一般的にはなると思いますが、従来は、これは特に市に届けがなくてもですね、一生懸命市の助成制度もございまして、県内でも一定程度普及してきたのかなというのが私の理解なんですが、今回条例をつくることによって、そういう方々までも、その設置の届出が生じますよということではないですよって意味で聞いております。確認です。

○委員長（松本尚美君） エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 委員の認識のとおりで大丈夫です。家庭用消費を主たる目的とするものは対象外としております。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。無いようですので、私からお願いします。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） はい。総体的には、委員会で説明いただいた段階で、その中で、私なりの意見も申し上げたんですけども、鶏が先か、条例が先か、卵が先かということですが、私とすれば条例をつくるこのプロセスですね、プロセスの段階で限りなく、市民なりですね、事業者なり、そういった方々に再生可能エネルギー、特に主体的なという部分ですけども、ここをやはり動機づけするといいますか、そういった方向に向けていくと、周知という言葉も使っておられますけれども、そういったことを、ある程度限りなく実施しながら、この条例をつくる。そしてこの条例が制定されるとともに動き出すというタイミングというのは、私は1番望ましいのではないかと趣旨のですね、意見を申し上げました。なかなかこの条例が、どういう制定後ですね、どう実効性を持ってですね、進んでいくかということは、なかなかやはり鶏は大手ということで、何となくやっぱりそこにですね、担当課もこだわっているのではないかとことがですね、感じられてなりません。

そこでこの今回の条例は、前提で理念ということを前提にですね、そして責務それぞれのですね、行政の責務、市の責務そして土地所有者とか、そういったゾーニングの部分ですかね。そういったものも示し、そして規制をかけていくというふうにも見えるわけですし、また、促進していくっていうか、誘導していくっていうことも見えるわけなんですけれども、先ほど竹花委員も一部田中委員も指摘したかもしれませんが、この罰則ですね、報告含めてトータル的にですね、こういった部分が国の法律なり県の指針というんですかね、そういったものに準じてなかなかこう、じゃあ規模がどうなのかとかですね、例えば開発行為が伴うような太陽光発電所なりですね、また、環境アセスメントが必要な風力だとかですね、そういった規模のものなのか。それとも一般の事業者の市民含めてですね、せいぜい1メガ、2メガくらいのもなのか。ここなかなかわか

らないんですね、私の理解とすれば。そういった基準、規制をかけていく基準というのは、この条例の中でプラスアルファで今後、明確に見えてくるのかな、また国・県のやつが規制の単位ですか、これもちょっと理解出来ないんですが。そこはどのように今、説明出来ますか。

○副委員長（鳥居晋君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい、この条例は再生可能エネルギーの導入を推進する条例ということで考えております。そのときの規模は、例えば、何十メガのは対象で、1メガは対象ではないというふうには考えております。先ほど言ったとおり、家庭用自家消費、家庭消費用以外を対象としております。あくまでも、こちら推進するための理念でありまして、当然、我々としては再生可能エネルギーは推進します。ただ、環境破壊してまでも推進していいとは思っておりませんので、そういったところを理念で定めております。特に規制する、なんでしょう条例、規制条例ではないというふうに考えておりますので、罰則も特に設けずに、勧告、公表程度ということにしております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） もちろん従わない場合っていいですか、報告も含めてですね、なければ公表するというのが前提。そしてそのあとには勧告と、国の法律なり、県のだすね部分に触れない限り、このまるっきし義務がですね、義務を負わせるのか、負えるのか、そこがちょっとクエスチョンなんですね。規模も関係ないということであればすよ。だから、そこがなかなか見えないで、理念スタートで、責務、そして罰則までいかにないにしても、似たようなですね、表示になってますよね。だとすればこれを理解しないで、例えば届けしないとか何しないとかっていうこともですね、私はあり得ると思うんですね。そうなれば宮古市内だけではないかもしれませんけれども、事業者がですね、これ、条例に則った対応しないってなればですね、どの程度遵守されるのかということもですね、なかなかこれ、オープンにしてですね、これから制定されれば当然周知期間をとっていくだろうと思いますけども、本当に実効性があるのかなというのね、疑わしい感じかなというふうに思いますね。

だからそこはぜひ期待したいのはですね、こういった内容のものを、条例の内容のものを理解していただくと同時にですね、これがかえってですねマイナスにならないように、お互いがね何か届け出していないよ、公表しますよ、勧告しますよっていうのがですね、クローズアップされても困る。かえって反発を受けるということになりかねない。そこはちょっと最後意見ですけども申し上げたい、そのように思いますね。それからちょっと、あ、いい、じゃコメント何ですか。

○エネルギー担当部長（滝澤肇君） まさにおっしゃるとおりだと思います。実はその担保を、我々が強制力を持たない中で、どういうふうにこの理念条例に従ってもらうかという担保の部分なんですけれども、発電事業に関しましては、設備認定というものを国に対して行わなければなりません。その設備認定の際にですね、あなた方が行う事業に対しては、地元の住民あるいは自治体の意見をしっかりと尊重してやるようにと、尊重しない場合は、設備認定取消しますよというような条項が入っております。そういったところを我々はよりどころとして担保にしたいというふうに考えております。ただ、それを前面に出して、だから従いなさいとか、そういうことをやろうとしている条例ではございませんで、課長のほうからも申しましたとおり、我々はあくまでもこれ推進条例だというふうに考えております。事業者の皆さんと私どもが一緒になって、市にとって有益な再生可能エネルギー事業を進めていくための条例だというふうに認識をしております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） はい。ぜひ期待をしたいと思います。それから次にですね、さっきの審査会の部分ですね。27条ですか。30の5ページになりますか、30の5。この審査会のメンバーは、先ほど想定している関係団体の役職員ですね、あと学識経験を有する者、公募によるものということですが、その中で東北電力ネットワークですか、環境審議会とか、想定されているということですが、この学識経験者はまず有するものっていうのは、どういう方を想定してるんですか。

○副委員長（鳥居晋君） 三上課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 現時点では県立大学であるとか、岩手大学の先生をちょっと想定しております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 県立大学、そして岩大の教授なり准教授なり、そういった方だと思うんですけども、こういう再生可能エネルギーに卓越した知見を持ってらっしゃる方が、複数いらっしゃるということですか。

○副委員長（鳥居晋君） 三上課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） 現在の再生可能エネルギー推進会議というのを宮古市で設置しております。こちらに県立大学の先生にも参加していただいております。そのほか何人かの先生がいると思っておりますので、そちらのほうをちょっと想定しております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 私が聞いたのはですね、そういった再生可能エネルギー全般にわたってですね、個別でもいいですけども、知見を持ってらっしゃる方が複数いるという認識ですかということです。単に、県立大学の在籍している先生とかですね、岩大の先生だけではね、やはり特にこれ専門的な分野になってきますね。限りなく国の施策等も含めてですね、メニューも含めて限りなく把握されて、そしてこの再生可能エネルギー事業がですね、限りなく地域内に浸透するという知見を持っていらっしゃいますかということです。

○副委員長（鳥居晋君） 三上課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） そういう先生もいらっしゃるというふうに認識しております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） わかりました。そういう方は恐らく引っぱりだこになる。まず、岩手県内だけではなくてですね、全国的にも知見があればですね、やはりそういった方は引っぱりだこになると、そうだとすれば、本当にプラスになるのかな。ただ座長みたいにですね、立場ってことだけでは、なかなかこれ厳しいのかなというふうに思いますから、ぜひそういった方を招聘できればなというふうに期待をしたいと思います。

それから関係団体の役職員なんですが、東北電力さっき言いましたけれども、私が知る限りでは東北電力さん含めてなんですけども、従前のいわゆる地域分割型の電力会社、限りなくですけども、今はもう原子力優先という立場にあるというふうに私は聞いておりますし、理解してますね。そういった方が、この関係団体の役職員5名の中の1人ということになるかと思いますが、充て職みたいな形になる。ちょっと心配ですね。直接じゃないんですけども、意見交換の場合があつて、やりとりしましたけれども、これはね、あんまり具体的に言うと特定されるので言いませんけれども、そういった方々はやはり、どっちかというやつぱり原子力に、今したいという立場のようですね。だからどうなのかなっていうのは心配ですね。そこは杞憂に終わればなというふうに思いますけれども、全国の商工団体の中央会等々もですね、再生可能エネルギーというよりも、どちらかという今の燃油高騰で、電気料金の問題で原子力にシフトを大きくすると。国もそう

だと思いますけれども、そこがちょっと心配ですね。こういった情報もぜひ共有しながらですね、進めていただければなというふうに思いますので、まあこれは意見になろうかというふうに思います。

あと、プラスアルファの部分ありますけれども、私も一般質問の通告をしておりますので、細かくは避けたいと思いますけれども、やはりこの条例に基づいて、またこの条例をきっかけにですね、進展が大きくですね、図られればなあというふうには期待していますから、一般質問でちょっとやりとりをしながらそこを確認させていただきたい。田中委員もこだわってるようにですね、私もこだわってます。やはり地域主体ですね。今日もPPAの関係でね、総合事務所の関係の日報で出てましたけれども、どうもこの大手、要するに、鶏に頼るという部分がですね、先行しているなという印象は拭えない状況です。それで先ほど夜間電力のですね、連携の部分もやはり大手の参画ということで、なかなか地域の主体性っていうものがですね、事業が見えてこないということですから、そこはやっぱり区別しながらですね、対応していく必要があるんじゃないかということをお願いしたいと思います。はい。終わります。

○委員長（松本尚美君） はい。質疑なんかならなかった雰囲気もありますが、申し訳ないです。

あと質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので質疑を終わります。議案第30号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第30号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案可決すべきものと決定しました。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（４） あらたに生じた土地の確認について

○委員長（松本尚美君） 議案第43号、あらたに生じた土地の確認について、を議題といたします。

質疑のある方、挙手願います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので質疑を終わります。議案第43号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第43号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第43号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（５） 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第44号字の区域の変更について、を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。議案第44号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第44号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第44号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（6） あらたに生じた土地の確認について

○委員長（松本尚美君） 次に議案第45号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。議案第45号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第45号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第45号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（7） 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第46号字の区域の変更についてを議題といたします。質疑のある方、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。議案第46号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第46号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第46号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（8） 宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第48号、宮古市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて、を議題といたします。質疑のある方、挙手願います。

竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） はい、それではこの議案自体については、反対をするものではありませんけれども、内容について多分、説明をもしかすれば受けて分あるかもしれませんが、そこはご容赦をいただきたいというふうに思います。本議案は、地域創生センターの改修事業に過疎債を充当していこうという内容のものでございます。そこで、ちょっと、もしかしたら説明受けたったかなと思っているんですが、この改修事業の内容について、まずご説明をいただきたいなと思っております。

○委員長（松本尚美君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい。地域創生センターの改修事業についてでございますけれども、地域創生センター、令和3年4月に開設された施設でございます。まだ年数はたってございません。ただ、実はエレベーター、これが地域創生センターとして利用する前、宮古警察署として設置されてから使われてきたエレベーターなんですけれども、これがちょうど令和3年3月の末、本当オープンする直前に、日立ビルシステム、こちらのほうからの通知がございまして、部品の供給期限が間近に来るということで、2023年、今年の12月で部品の供給は切れるという通知がございました。で、このままですと万が一何かあったときに、利用が出来なくなるおそれがあるということで、まずはその利用者、市民の安心安全、これを守ることと、利用に不都合が出ないようにということで、改修を判断したものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 今年の12月で部品の期限が切れる、そうなりますと、新年度でこの改修事業は行われるという理解でよろしいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい。令和5年度の予算に改修工事費を計上させていただいております。なお、改修に当たりましては、できるだけ費用圧縮することで、エレベーターの箱とか、そういった使えるものは使いながら、部品の交換とか、そういったあとは障害者といいますか、そういった方も利用できるように、ボタンが下についてるとかそういった、今の形に改修するような件、考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 令和5年度の当初予算に計上して、まだ私も詳しく予算の内容を見ておりませんので、もしかすれば予算書に詳しく掲載をされているかもしれませんが、事業費は幾ら予定されているわけですか。

○委員長（松本尚美君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい。1,830万円を予定しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると過疎債は100%起債充当率なので、その1,830万円、これについて過疎債100%充当するというお考えかどうか。

○委員長（松本尚美君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい、100%充当する予定としております。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。

田中委員。

○20番（田中尚君） うみまち広場、言葉をかえますと旧宮古警察署、そんなに古い建物でもないという記憶が私にはあります。したがってそういう下で、いわば大事なエレベーターがですね、部品の供給期限が12月で

終わりますよという通知があったと。参考までにその期限というのは、10年のスパンなのかしら。

○委員長（松本尚美君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） この日立製作所で製造したエレベーターのもののなんですけれども、今、地域創生センターに設置されている型のものが、ちょうど1996年から2001年の間に製造された機械であると。これについて部品を供給できるのが、最長で2023年12月になりますというのが、2年前に通知がありました。で、宮古警察署は1998年、平成10年に建てられた建物ということで、そうですね、なので既に20年以上は経過している建物、エレベーターということになります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 今ちょっとケース違いますけれども、宮古駅のバリアフリー化の問題につきましては、やはりエレベーターの設置を計画してるんですが、この半導体の供給不足の問題もありましてですね、そもそも必要な箱そのものですね、入手の見通しが立ってないというふうに私は以前に聞いております。今回の改修事業の中身というのはそうしますと、今あるエレベーター本体の活用が引き続きですね、故障にも対応しているような形で改修すると。当然、日立製作所のエレベーター、必要な改修箇所も含めてですね、将来故障が生じた際にもしっかりと故障に対処できるような、そういうものになるというふうに私は理解しますし、だとするともうこれは業者がもう初めから決まっていく世界だなと。例えば日立を三菱に置き換えるとかね、そういうことじゃないというふうに私は理解するんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい。これを例えば、日立じゃなくて別のメーカーのものとなりますと、全て箱から何から交換するということになります。そういったことになると、恐らく1,830万、これが倍近い、場合によっては倍を超える金額になるかと思います。実際に日立のほうからは、全部交換する場合の見積りなんかも徴取したところやっぱり3,000万を超える金額になると。なので我々とする、改修をしてから年数もたっていない建物でもあるというのがありますので、できるだけ費用はかけたくないというのもありましたので、使える箱とかそういったものは使いながら、ただ、必要な改修をしておくというものであります。で、つけ加えますと、部品の供給が12月で切れるというのですが、12月になると、もうエレベーターが使用出来ないというわけではございませんので、万が一に備えて今のうちに早めに対応するというものでございます。

○委員長（松本尚美君） はい、あとございますか。じゃ、私の方からちょっと。

○19番（松本尚美君） すいません、ちょっと各確認なんですけれども、地域創生センターをリニューアルして、オープンさせてるわけですが、その際にはエレベーター、先ほどちょっと控えられなかったんですけど、日立ビルシステムズでしたか、製作所のね、部品供給が令和5年度12月で切れるっていう情報は、どの段階で知った、もう1回。

○副委員長（鳥居晋君） 箱石企画課長。はい、令和3年、2021年の4月にオープンしたわけなんですけれども、日立ビルシステムからの通知がちょうど4月オープンの前の3月の末に、26日付けで文書が来たものですから、もう既に改修が完了してオープンの直前になっている、そういった時期に連絡がありました。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） はい。とすればその時点、3月の末、令和3年の3月末で、今年ですね、令和5年の12月で部品供給が切れるという情報は得ていたということですね。

○副委員長（鳥居晋君） 箱石課長。

○企画課長（箱石剛君） 令和3年の3月のときの通知で知りました。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） なるほど。どうなのかっていうのは、今からどうもこうも出来ないと思うんですけど、あそこを改修する際にですね、やはりチェックする。設備含めてですね、そういったことが不十分だったのではないかと、逆に思われるんですよね。であればあの時点でね、当然、予算がとれてませんから、その分は施工出来ないにしてもですね、その際にやはりこの創生センターに近い、令和5年度にはですね当然部品供給が切れるので、こういった改修が必要になってくるよということがですね、その時点でも説明が出来たはずだろうというふうに思うんですね。そうすると、こういったやりとりしなくてもですね、スムーズに予算計上してですね、そして部品供給が滞るという前提であれば、新年度ですか、令和5年度に改修しますよっていうことがですね、当然事前に説明も出来たし、分かって共有が出来たんじゃないかということをお願いしたいんですね。だから、今、責任追及という部分ではないですけども、改修の際のですね、そのチェック、それが設備に関してですね、どちらかのコンサルなり、設計さんなりに依頼したかもしれませんけれども、そこは甘かったのではないかとという部分はどうか。

○副委員長（鳥居晋君） 多田企画部長。

○企画部長（多田康君） はい、当時の改修事業、整備事業での我々の関心事っていうのは、平成10年に建てられた建物のままで全体的に古くなってるということは当時から認識をされていて、実は警察署が建ってから、建築基準法が変わりました。耐震によって、エレベーターの閉じ込め事故がないように、おっきな地震が起きれば最寄りの階にとまって扉が開くっていうふうな、改修をせよっていうふうになっております。それから、扉が開いたままエレベーターが動き出さないような安全装置をつけよっていうふうに変更をされておりました。平成10年の警察署の建物の中のエレベーターにはその機能がついてなかったもんですから、近いうちに改修が必要になるだろうという認識がございました。ただ、部品供給が止まるというアナウンスはそのときはなかったもので、もうしばらくは部品は大丈夫だろうと踏んでいたもので、近い将来の改修を見据えて、まずはオープンさせたというものでございます。そのオープンの開所式を控えて直前に、部品供給がとまりますという情報がございましたので、後先論になるかもしれませんが、もう少しリサーチをしておけば、もしかしたらその部品供給の見通しも調べられたのではないかなとは思いますが、現時点では、現在、財源を確定して今回予算措置をお願いするものでございます。

○副委員長（鳥居晋君） 松夫委員。

○19番（松本尚美君） やむなしということで理解はしますが、いずれ普通の市民の住宅関係のボイラーとかですね、そういったものを含めて家電含めてですね、8年から10年というのが一つの部品供給の目安なんですね。だから、こういったエレベーターじゃあ8年、10年なのかっていうとそうではない、もう20年以上は経過しているということを考えれば、想定は難しいのかもしれませんが、いずれそういった設備に関しては、やっぱり事前にチェックして、やっぱりしっかりすべきだな。これを次、どういった改修があるかわかりませんが、それに生かしていかなきゃなんないのかな。やはり一緒にやることによって、コストもですね、抑えられる可能性も当然出てくるわけでしょうし、時期がずれるっていうことによってですね、今回、当時やってるかどうかわかりませんが、今回ずれたことによって私はやっぱり費用負担は大きくなるということと言えるのではないかなというふうに思います。

それからもう1点確認なんですけれども、令和3年の4月にオープンする際の、リニューアルしてオープン

する際の事業費の調達は財源は何でしたか。

○副委員長（鳥居晋君） 箱石課長。

○企画課長（箱石剛君） 地方創生の交付金を活用して、残りの部分には起債を充てて、整備しております。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 地方創生。そして不足する部分は起債。もう少しちょっと詳しく。

○副委員長（鳥居晋君） 箱石課長。

○企画課長（箱石剛君） はい。警察署を取得する際には、合併特例債を活用させていただいて、改修工事のところについては先ほど申した地方創生の交付金と、過疎債を充当して整備したものでございます。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 過疎債も入ってるということですね、わかりました。そうすると今回改めてこの地方創生センター改修事業を計画に盛り込むということは、その時点では、この過疎債の対象事業としては入ってなかった、入ってなくても過疎債を使ったと、入ってたけれども終わったんで消えたということですか。

○副委員長（鳥居晋君） 箱石課長。

○企画課長（箱石剛君） はい。過疎計画が令和3年度から新たな過疎計画になっております。なので改修工事をした際には、前の過疎計画のときになっておりましたので、新たな過疎計画には盛り込んでいなかったということで、今回追加するものでございます。

○副委員長（鳥居晋君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） 了解しました。

○委員長（松本尚美君） はい、あとは質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので質疑を終わります。議案第48号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第48号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第48号は原案可決すべきものと決定しました。説明員は退室してください。

〔説明員退室〕

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。3月17日の本会議における、本日の審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

〔説明事項割愛〕

午後0時32分 閉会

○

（以下、本文は非常に淡く、ほとんど不可読な状態です。文字が非常に小さく、また、行間の配置も不明瞭です。そのため、具体的な内容の転写は不可能と判断されます。）